

(様式第7号)

令和3年度 年度評価表

1 指定管理施設の概要

施設名	舞鶴市中デイサービスセンター			
指定管理者	社会福祉法人 安寿会			
設置目的	在宅の虚弱老人等の生活の助長及び心身機能の維持向上等並びにその介護を行う家族等の負担の軽減を図るため。			
選定方法	公募・非公募	指定期間	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日	
所管課	福祉部高齢者支援課			

2 利用状況等の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	年度
利用者数(人)	7,055	7,175	7,410	8,504	
利用料金(円)	59,837,597	58,267,730	60,649,909	69,243,811	
納付金(円)	5,800,000	5,800,000	5,800,000	5,800,000	

3 成果(数値)目標の達成状況

成果(数値)目標の種類	市設定目標	年間目標(A)	実績(B)	達成率(B/A)
稼働率	70%	83%	91.1%	110%

4 収支状況

(円)

収入		支出	
利用料金	69,243,811	人件費	44,038,757
指定管理料	0	維持管理費	14,088,286
事業収入	0	事業費	11,913,745
その他	778	その他	0
合計	69,244,589	合計	70,040,788
差額			△796,199

5 所管課による評価

項目	評価	コメント
(1) 事業計画の達成度		
成果(数値)目標を達成しているか	○	市設定目標達成率130%
施設の将来的な構想(ビジョン)に沿った運営を行ったか	○	運営方針に沿った運営ができた。
施設の果たすべき使命(ミッション)を果たしたか	○	設置目的を果たすことができた。
市指定事業、自主事業は計画どおり行われたか	○	協定書、仕様書等の基準に基づき、事業の運営ができた。
利用者数の増加、利用率の上昇などが図られたか	○	稼働率の向上・サービスの向上に取り組んだ。
(2) 利用者の満足度		
利用者の満足が得られたか	◎	利用者の満足が得られた。
利用者の意見・要望の把握は適切に行われたか	○	職員が利用者・家族とのコミュニケーションのなかで把握するとともに、アンケートを実施した。
利用者の要望・苦情への対応は十分に行われたか	○	苦情に対する適切な対応ができた。様々な要望に対しても可能な限り対応できた。

(3) 管理運営の効率性		
経費の節減が図られたか	○	節電、省燃費運転等により、光熱水費の節減に努めた。
委託費、物品の購入費等の経費が最小となるような取組が行われたか	○	物品の在庫管理による発注量の適正化や法人全体での一括購入による仕入れ費用の抑制等に努めた。
収入増加のための取組が行われたか	○	レクリエーションの充実等サービスの向上を図るとともに、居宅介護事業所との情報交換や積極的な新規の利用者の受け入れ等利用者の増加に取り組んだ。
(4) 適正な管理運営		
適切な人員配置が行われたか	○	介護保険法等の基準にもとづき、適切に人員を配置できた。
職員の能力向上のための取組が行われたか	○	外部研修へ参加・内部研修の実施により、職員のサービス提供の質の向上に取り組んだ。
施設の平等な利用が行われたか	○	介護保険法等の規定にもとづき、適切にサービスを提供できた。
個人情報の管理が適切に行われたか	○	介護保険法等の基準等にもとづき、適切に管理できた。
情報の公開が適切に行われたか	○	介護サービス情報公表制度等にもとづき、適切に情報を公開できた。
収支状況や会計処理が適切か	○	介護保険法等の基準等にもとづき、適切に経理できた。
施設・設備の法定点検及び保守が適切に行われたか	○	介護保険法等の基準等にもとづき、適切に維持管理できた。
備品等の管理が適切に行われたか	○	介護保険法等の基準等にもとづき、適切に維持管理できた。
危機管理、安全対策などは十分か	○	介護保険法等の基準等にもとづき、対策を講じた。
法令等を遵守し、適正な管理が行われたか	○	指定通所介護事業所として法令等を遵守し、適正に管理できた。
(5) その他コメント		
サービス向上	危険予知の観点から業務予定以外の確認事項の取り入れを継続し、利用者の状態把握と職員間の情報共有により事故防止に成果が見られた。適切な介護サービスの提供はもとより、レクリエーションの更なる充実や、感染症対策の徹底など、サービスの質の向上に取り組まれており、利用者の満足度の向上に努めた。	
経費削減	節電の取り組み等により、光熱水費・燃料費・消耗品等について、経費削減を職員一人ひとりが徹底した。	
施設の維持・管理	介護保険法等の基準等にもとづき、適切に維持管理できた。	

※ (1)から(4)までにおける評価区分

◎(優)： 協定書、仕様書等の基準を遵守し、その水準より優れた内容である。

○(良)： 協定書、仕様書等の基準を遵守し、その水準に沿った内容である。

△(可)： 協定書、仕様書等の基準を概ね遵守しているが、内容の一部に課題がある。

×(不可)： 協定書、仕様書等の基準を遵守しておらず、改善の必要な内容である。

## 6 選定委員会による評価

評価点	3.8点	※左記の点数は、各委員が次の5段階評価を行い、その点数を平均したものです。 5：良い、4：やや良い、3：普通、2：やや悪い、1：悪い
総評	利用者の増加が大きいことを評価する。 利用者が増加したにもかかわらず、赤字体質は変わっていない。 利用者の満足度だけでなく、職員の満足度も気になる。 事業報告書の利用者からの苦情・要望等の内容の欄に「送迎時の対応と連絡事項の不備」とあるが、具体的に記載されたい。	

《参考》 過年度の評価点

平成30年度	令和元年度	令和2年度	年度	平均
2.75点	2.5点	2.83点		2.69点